

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
1	入札説明書	4	36	4_(2)_⑤	S P Cから物品の調達を受けた当該事業者は代表企業、構成員、協力企業とはならないありますが、この場合、当該事業者とS P Cが交わす契約は物品契約と考えてよろしいでしょうか？それとも代表企業、構成員、協力企業と同等かつ相応の責任を負うものと考えていいのでしょうか？	「選定企業」は、「本衛星製造業者」から物品の購入等を行う場合、当該物品に係る「整備業務」及び「維持管理業務」自体を「本衛星製造業者」に委任又は請け負わせてはなりません。この範囲で、据え付けを含めて、物品を購入することは可能です。また、「本衛星製造業者」に対して当該物品に係る保守等の業務を委任し、又は請け負わせることも可能です。なお、競争的対話等を通じて、「選定企業」の体制等に関する提案内容について当該企業が実質的に関与しているものかどうかを確認することとします。 ※2月22日付「入札説明書に対する質問(参加資格関係)への回答」No.6の回答を明確化したものです。
2	入札説明書	18	32	別紙2_3_(1)	「～代表企業、構成員、協力企業等～」とありますが、この「等」には下請け企業も含まれるのでしょうか？下請け企業は応募グループにとって排他的な位置付けではないので複数の対話に参加することも出来るのではないのでしょうか？	「等」には、契約コンサルタント企業が含まれます。「再受任者」及び「下請負人」は含まれません。
3	(資料-1) 事業契約書(案)	7	2	第15条第1項	「ただし、「事業者」が「本衛星製造業者」から「地上設備」に必要な物品を調達し、」とありますが、ここで言う“調達”とは、物品を購入するだけでなく、据え付けまで含めた発注が可能との認識でよろしいでしょうか。	No.1を参照してください。
4	(資料-1) 事業契約書(案)	7	26	第16条	本条項は具体的にどのような状況が禁止にあたるかご想定されていますでしょうか。例えば選定企業が請負った整備業務の一部であるアンテナの設置等を第三者であるメーカーに下請けに出したとしても、選定企業自身が工程管理や詳細な仕様の指定、指示を行うことで一括下請けには該当せず、また他の部分から独立してその機能を発揮することはない(衛星や他の設備と一体となって、初めて当該機器の目的が達成できる)と考えた場合、本条項には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	「選定企業」が実質的に関与している(「選定企業」自ら、工程管理や詳細な仕様の指定、指示のみならず、総合的に企画、調整及び指導等を行っている)と認められない場合は、各業務の主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する部分を下請負してはなりません。また、各業務の主たる部分とは、当該部分が存在しないと国への観測データ伝送及び衛星管制ができなくなる部分を示し、他の部分から独立してその機能を発揮する部分とは、主局又は副局の単位で全体を構成する部分を示します。なお、競争的対話等を通じて、「選定企業」の体制等に関する提案内容について当該企業が実質的に関与しているものかどうかを確認することとします。
5	(資料-1) 事業契約書(案)	7	28	第16条	「主たる部分」とは「(資料-2) 業務要求水準書」にある、「無線にかかる設備」「衛星管制にかかる設備」「放射計データに係る設備」「通報局資料に係る設備」を示されているのでしょうか？あるいは、それぞれの設備の中の「主たる設備」を示されているのでしょうか？	No.4を参照してください。
6	(資料-1) 事業契約書(案)	26	9	第66条第3項	リースをする場合、リース企業は「選定企業」の位置付けになることを求められるのでしょうか？	「選定企業」の実施する「整備業務」や「維持管理業務」が「要求水準」を満たし、「事業者」が「地上設備」の使用権原(第三者への対抗力)を確保できる場合は、「地上設備」のリース調達先であるリース企業を「選定企業」とする必要はありません。ただし、当該リース企業が「選定企業」となることを妨げるものではありません。
7	(資料-3) 様式集及び記載要領	22	41	第2._6	「6 作成上の留意点」では「第一次審査に関する資料は正本1部、副本20部合計21部を提出すること。」となっておりますが、同資料の1～2頁の第1.の3及び4では各「1部」となっています。どちらが正しいのでしょうか。	「6 作成上の留意点」に従って提出願います。